

生物多様性条約分野別報告書原案の一部

System of protected areas

保護地域制度

1. What is the relative priority afforded to development and implementation of a national system of protected areas in the context of other obligations arising from the Convention and COP Decisions?					
あなたの国において、生物多様性条約及び締約国会議の決議に基づく他の義務に照らして、保護地域の国内制度の策定及び実施に関する相対的な優先度はいかがですか。					
a) High 高い	X	b) Medium 中程度		c) Low 低い	
(理由) 我が国の保護地域としては、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、自然公園法に基づく国立公園、国定公園、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、国有林野管理経営規程に基づく保護林、水産資源保護法に基づく保護水面などがあり、生物多様性条約や締約国会議での関連決議を積極的に実施しています。					
2. Is there a systematic planning process for development and implementation of a national system of protected areas?					
保護地域制度の策定及び実施のための組織的な計画過程が存在しますか。					
a) no いいえ					
b) in early stages of development 体制整備の初期段階					
c) in advanced stages of development 体制整備の最終段階					
d) yes, please provide copies of relevant documents describing the process はい (計画過程を記述した関連文書の写しを添付すること。)					X
(理由) 各種の保護地域制度毎に、実施のための指針が関係省庁により定められています。主な例は以下のとおりです。					
自然公園					
環境省により、自然公園法等の法令、自然公園選定要領、国立公園の公園計画作成要領、国立公園管理計画作成要領等が定められています (関連資料添付)。					
国有林における保護林					
林野庁により、国有林野管理経営規程、保護林設定要領が定められています。					